

省エネ住宅普及員「住まいる匠」登録要綱

第1 目的

この要綱は、静岡県内の住宅につき、省エネ診断・省エネ提案を行うため、省エネ住宅普及員「住まいる匠」(以下「住まいる匠」という)を登録するものである。

第2 定義

- (1) この要綱において「住まいる匠」とは、静岡県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という)の登録を受け、住宅の省エネ診断・省エネ提案を行う者をいう。
- (2) この要綱において住宅の省エネ診断・省エネ提案とは、住まいる匠が実施する簡易な問診、省エネルギー診断及び省エネルギーにつながる提案を実施することをいう。

第3 住まいる匠の登録

- (1) センター長は、静岡県内在住または在勤で、センターの実施する省エネ住宅普及員養成講座を修了した者を、住まいる匠として登録する。
- (2) センター長は、住まいる匠を登録した時は、その者の氏名等を台帳に登載の上、身分証を交付する。

第4 住まいる匠の登録期間

住まいる匠の登録期間は、住宅の省エネ診断・省エネ提案の実施期間とする。なお、同実施期間は別に定める。

第5 住まいる匠の任務

- (1) 住まいる匠は、センターからの依頼によって、県内の住宅の省エネ診断・省エネ提案を実施し、その結果をセンターに報告する。
- (2) 住まいる匠は、住宅の省エネ診断・省エネ提案の実施中は、常時身分証を携帯するものとする。

第6 住まいる匠の遵守事項

- (1) 住まいる匠は、住宅の省エネ診断・省エネ提案の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。
- (2) 住まいる匠は、住宅の省エネ診断・省エネ提案を行う際には、自ら自身の利益となるような営業行為等を行ってはならない。
- (3) 住まいる匠は、謙虚に誠意を持って業務を履行しなければならない。

第7 登録の取り消し

センター長は、第3の登録を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- ア センターから依頼後、業務の不履行、または期間の遅延、もしくは現地調査に不都合があったとき。
- イ その他第6の定める事項に反し、センター長が不相当と認めたとき。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、住まいる匠に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。